

高次脳機能障害地域支援ネットワーク中国ブロック協議会設置要綱

(趣旨)

第1 高次脳機能障害支援普及事業の円滑な実施を図るため、厚生科学研究で位置づけられた中国ブロックを単位として「高次脳機能障害地域支援ネットワーク中国ブロック協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、高次脳機能障害支援普及事業の円滑な実施を行うために必要な事項の検討及び地域支援ネットワークのあり方に関する意見交換を行うものとする。

(組織)

第3 協議会は、各県から選出された委員をもって組織する。

2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 協議会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は厚生科学研究で指名を受けた者が担うものとする。副委員長は委員長の指名により定める。

2 委員長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

3 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6 協議会の事務を処理するため、広島県高次脳機能センター内に事務局を置く。

(その他)

第7 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。